



令和8年 1月29日(木)
(2026年)

No. 16553 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会
東京都港区虎ノ門2-9-1
虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス
郵便番号 105-0001
[電話]03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆均等論の第5要件—意識的除外……………(1)

☆オンライン知的財産セミナー(少し深読み「特許・実用新案審査基準」)(8)

均等論の第5要件—意識的除外

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士 深井 俊至

1 最高裁第三小法廷平成10年2月24日判決
ボールスプライン軸受事件最高裁第三小法廷平
成10年2月24日判決(民集52巻1号113頁)は、均
等論(又は均等侵害)について、以下のとおり判
示した。
「特許権侵害訴訟において、相手方が製造等をす
る製品又は用いる方法(以下「対象製品等」とい
う。)が特許発明の技術的範囲に属するかどうかを

判断するに当たっては、願書に添付した明細書の
特許請求の範囲の記載に基づいて特許発明の技術
的範囲を確定しなければならず(特許法七〇条一
項参照)、特許請求の範囲に記載された構成中に
対象製品等と異なる部分が存する場合には、右対
象製品等は、特許発明の技術的範囲に属するとい
うことはできない。しかし、特許請求の範囲に記
載された構成中对象製品等と異なる部分が存す

令和6年 職員録

編集・発行 国立印刷局
2024年12月刊 A5判



上巻 中央官庁等

立法、行政、司法の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等事項(役職・氏名)を収録。
978-4-17-073701-0 税込価格 14,960円(本体価格 13,600円 消費税(10%)1,360円)

下巻 都道府県・市町村等

都道府県・市町村等の事項(役職・氏名)を収録。
978-4-17-073702-7 税込価格 14,960円(本体価格 13,600円 消費税(10%)1,360円)

法令全書

編集・発行 国立印刷局 B5判 定価 8,910円(本体価格 8,100円 消費税(10%) 810円)

令和6年12月号(令和7年1月25日発行)及び令和6年総目録(令和7年3月中旬発行予定)をもって、廃刊となります。

ご注文は…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ

全国官報販売協同組合 〒114-0003 東京都北区豊島6丁目7-15 <http://www.gov-book.or.jp>